

陳情書第47号

(まち美化や衛生上の観点からガードレール清掃を求める陳情)

1 車両用防護柵(ガードレール等)の設置基準

【防護柵の設置基準・同解説(日本道路協会)より抜粋】

進行方向を誤った車両が路外などへ逸脱するのを防止し、逸脱を伴う当事者の人的被害、車両の物的損害、逸脱した車両により生じる第三者の人的被害、道路施設や沿道施設などの物的損害など種々の被害や損害の発生を防止しようとするものである。

2 一般的なガードレールの汚れの例

・ガードレール表面



・ガードレール裏面



3 北九州市がガードレールの清掃を行った事例

・清掃前



・清掃後

